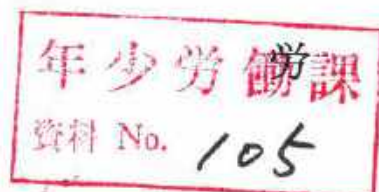


# 勤勞青少年福祉対策基本方針

昭和 51 年 6 月



勤 省

甲府市美咲二丁目二一

山梨婦人少年

電話甲府(52)六七七

# 目 次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| はじめに .....                    | 1  |
| 第 1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項 ..... | 3  |
| 1 職業生活に関する動向 .....            | 3  |
| (1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向 .....    | 3  |
| (2) 職場生活に関する動向 .....          | 4  |
| (3) 余暇活動に関する動向 .....          | 5  |
| 2 職業生活をめぐる諸問題 .....           | 6  |
| (1) 職業不適応と離転職に関する諸問題 .....    | 6  |
| (2) 余暇活動に関する諸問題 .....         | 8  |
| 第 2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策 ..... | 10 |
| 1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚 .....      | 10 |
| 2 職業選択の適正化と職業適応に関する措置 .....   | 11 |
| 3 職業訓練の奨励等 .....              | 13 |
| 4 企業内における福祉対策の推進 .....        | 14 |
| (1) 勤労青少年福祉推進者制度の充実 .....     | 14 |
| (2) 職場環境の整備 .....             | 15 |
| 5 健全な余暇活動の推進 .....            | 15 |
| (1) 福祉施設の整備 .....             | 16 |
| (2) 指導者の養成 .....              | 16 |

|                     |    |
|---------------------|----|
| (3) スポーツ活動の振興 ..... | 17 |
| (4) クラブ活動の振興 .....  | 18 |

## は じ め に

勤労青少年福祉対策は、昭和45年に制定された勤労青少年福祉法及び同法に基づき昭和46年に策定された勤労青少年福祉対策基本方針（以下「第1次基本方針」という。）を軸に、国・地方公共団体・事業主等が一体となり、総合的・計画的に推進してきたが、この間、勤労青少年福祉の増進について着実な成果がみられたものの、いまだ残されている問題も少なくない。

加えて、我が国の経済は、高度成長経済から大きくその基調を変えつつあり、この時期にあって、勤労青少年福祉の増進の歩みが停滞する可能性も懸念され、また、著しい高学歴化の進展等に伴う新たな問題が顕在化することとも予想される。

勤労青少年は、心身の成長過程にあって、勤労に従事する者であり、かつ明日の産業及び社会を担う者であるところから、その福祉については、十分な配慮がなされるべきである。

このような観点から、この基本方針は、原則的には、第1次基本方針を踏襲しつつ、新たに生ずる諸問題に対応し、より充実した勤労青少年福祉の実現のための施策の基本を示すべく策定するものである。

本方針の運営期間は、昭和51年度から昭和55年度までの

5 か年間とする。

## 第1 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

### 1 職業生活に関する動向

#### (1) 勤労青少年人口の推移と雇用の動向

15歳から24歳までの青少年人口は、昭和50年には1,699万人であったが、昭和55年には1,616万人に減少するものと推定されている。また、近年著しく進学率が高まってきており、現在中学校から高等学校への進学率が既に90%を超え、高等学校から大学等への進学率が男子で48.9%、女子で38.2%であるものが、昭和55年には大学等への進学率が更に上昇(男子で53%程度、女子で43%程度)するものと予想される。

このような青少年人口の減少と、進学率の上昇により、15歳から24歳までの青少年労働力人口は、昭和50年の818万人から昭和55年には約700万人に減少するものと予想され、また高学歴化は更に進むものと考えられる。

新規学校卒業者を中心とする青少年労働力の需給関係については、昭和40年代の高度経済成長期に見られたほどの需給のひっ迫はないものと考えられるが、中高年齢層に比較して今後も需要超過の状況が続くものと予想さ

れる。

なお、これらの労働力需要は、大都市およびその周辺地域に偏在しており、近年では、県外へ送り出された中学卒業就職者の約8割、高校卒業就職者の約9割が京浜、東海、京阪神の各工業地帯へ就職しているなど、勤労青少年の都市への集中が続いた。

今後、地域開発、産業の地方分散等が進行するとともに、地方における労働力需要も増加し、勤労青少年の都市集中傾向は多少弱まるものと思われるが、なお、新規学卒就職者を中心に勤労青少年の大半が大都市及びその周辺地域に集中する基調は変らないであろう。

## (2) 職場生活の動向

進学率の上昇から、昭和55年には、新規学卒就職者のうち大学等卒業者が約4割を占めるなど、勤労青少年の高学歴化が進むこととなろう。

一方、労働力需要の面から見れば、ホワイトカラー職業の需要の伸びはあるものの大学卒の者については、いわゆるグレーカラー職業の増加等も予想され、巾広い職業分野に就職する例が増加することが予想される。

また、第三次産業の比重が増加する等、産業構造の変

化や各産業分野における技術の進歩も従来に比べその速度は鈍化しながらも更に続くものと考えられる。このような変化の中で職種によっては分業化、単純化が進む一方、より高度な知識・技能を必要とする職種の増加や、全く新しい職種の出現も考えられること等から、青少年の就職する職業分野の変化、職務内容の変化が続くものと予想される。

勤労青少年の職業や労働に対する考え方も変わりつつある。すなわち、一般的には、企業帰属意識は低下する傾向がうかがわれる一方、職業を通じての自己の能力開発、自己実現に対する欲求などが高まる傾向が見られる。また、学校卒業後かなりの期間にわたり、確固たる職業観に基づく安定した職業生活の確立に至らない者が少なくなく、今後とも、この傾向はみられるものと予想される。

### (3) 余暇活動に関する動向

週休2日制の普及と労働時間の短縮傾向についてみると、週休2日制を採用する企業は、昭和47年の13%から昭和50年には44%を占め、1人平均週所定労働時間をみると、昭和47年の43時間51分から昭和50年には42時間05分に減少している等、余暇時間が目

立って増加してきているが、今後も総体的には増加が続くものと考えられる。

このように余暇時間が増大するなかで勤労青少年の仕事と余暇についての考え方をみると、仕事第一の考え方に比べて、余暇活動を優先させる考え方または仕事と余暇活動とを両立させる考え方が増加している。

しかし、余暇の過ごし方の現実をみると、全体としては「テレビ・ラジオ」「休養・くつろぎ」「ぶらつき・ショッピング・飲食」等が多く、「スポーツ活動」「読書」「趣味・学習活動」等が少ないなど、積極的な余暇活用が十分行われていない。

## 2 勤労青少年の職業生活をめぐる諸問題

### (1) 職業不適応と離転職に関する諸問題

高学歴化の進行とともに、学歴が社会的地位や企業内での職位、職階と必ずしも結びつくものでなくなる傾向を示すと考えられる。この過程においては、学歴が思うように生かされない、あるいは実力が十分に認められない等といった希望と現実との食い違いに対する不満が多くなる可能性が強いと考えられる。また第1の1

において述べたように勤労青少年の退職態度、職業観が変化してきている。

このため、個々の適性、能力、希望等に適合した職業選択が行われることが従来にも増して必要となろう。

一方、既に職業生活を経験しつつある者についても、高度に機械化、分業化された職務内容により疎外感、孤独感に陥る等による職場不適応、あるいは大都市における生活環境の悪化や人間的交流の不足等による都市生活への不適応も考えられる等、安定した職業生活を送るうえで種々の問題が生ずるものと考えられる。

実際に、新規中学校・高等学校卒業就職者の離転職状況を見ても、毎年就職後1年目で約2割、2年目で約4割、3年目で約5割の者が離転職を行っており、勤労青少年の離転職は極めて多いといえる。

今後、青少年労働力の需要超過傾向が、やや緩和すると予想されることから、勤労青少年の離転職に対する態度が、従来に比べやや慎重になる傾向も考えられるが、あまり大きな変化はないものと予想される。

勤労青少年の離転職が多いのは職業探索段階に特有な現象とみられるものの、安易な離転職を繰り返すことは、

勤労青少年の職業生活の充実のためにも、また、将来に向っての生活設計のためにも好ましくないと考えられる。

## (2) 余暇活動に関する諸問題

余暇時間が増大するなかで、心身の成長過程にある勤労青少年にとって、自由に解放された時間における余暇活動は、人間性の発揮、個性の伸長など人格形成のうえから重要な意味を持つものであり、健全な余暇活動がいかに関展開されるかは、重要な課題であるが、今後勤労青少年の健全な余暇活動の展開を図るうえで、次のようなことが問題点として指摘できよう。

第一は、公共余暇施設の不足である。勤労青少年が日常生活の中で、充実した余暇活動を展開するためには、身近にあって気軽に利用できる施設が必要である。このため、勤労青少年ホームを中心とした各種施設を整備してきたが、いまだ十分ではない。例えば勤労青少年ホームの設置状況をみると、過去5か年間に221か所、という飛躍的な増加をみ、昭和50年度末までに設置数は全国で331か所となったが、勤労青少年ホームは勤労青少年人口・現存のホームの利用状況等からみて、今後も引き続き設置を進める必要がある。

また、勤労青少年体育施設についても、昭和43年以来その建設が進み、昭和50年度末現在、全国で123か所となったが、いまだ需要を満たすには十分な数ではない。

勤労青少年が集中している大都市についてみると、利用にかなりの費用を要したり、また、中には健全な余暇活動のためには、適当とはいえないものもみられる商業レクリエーション施設は普及しているが、勤労青少年が自由にクラブ活動等を展開するための公共施設は不足している。

第二は、指導者の不足である。余暇の過ごし方は、本来全く個人の自由に任せるべきだとの考え方もあるが、心身の成長過程にある勤労青少年にとっての余暇活動の重要性を考え、その余暇活動の現状をみると、現在および生涯にわたっての余暇設計のために適切な助言と指導を行う指導者が必要である。しかし、その現状は、各方面で指導者の養成が図られているとはいえないものの、量、質ともに十分確保されているとはいえない。

第三は、スポーツ活動の不足である。機械文明の発達

は、日常生活における身体的活動を減少せしめ、健康上の問題も生じている。このため、今日日常のスポーツ活動の振興は国民的課題となっている。

一般に、勤労青少年の体格、体力は、在学青少年に比べて劣っており、これは日常のスポーツ活動が十分行われていないことが、大きな理由の一つとされている。

なお、勤労青少年にとって、スポーツ活動は、心身のバランスある発達を促すうえで大きな意義を持つとともに、有為な職業人、社会人としての基礎である健康な心と体を作るうえで、必要なものである。

第四は、仲間の不足である。健全な余暇活動を共にする仲間の存在は、余暇の充実のためにも、また、豊かな人間性を育てる意味からも欠くべからざるものといえるが、小規模事業所に働く勤労青少年にとっては、その交際範囲が比較的限定され易いこと、大都市においては相互に友情を深めあう真の人間的交流が少ないこと等から、良い仲間に恵まれない勤労青少年が多いといえる。

## 第2 勤労青少年の福祉増進に関する基本的施策

### 1 勤労青少年福祉に関する気運の高揚

勤労青少年福祉の増進に関する諸施策を効果的に推進して行くためには、広く国民各層の間に、勤労青少年福祉の増進に関する気運の高揚と浸透が必要である。第1次基本方針の運営期間中、この気運がかなり醸成されたといえるが、いまだに地域間等において差がみられる等の問題も残されており、従来にも増してきめ細かい啓もう活動が必要とされる。

このため、国および地方公共団体は、それぞれの分野において、常に勤労青少年の実態のは握に努めるとともに、地域の実情や、事業主その他の関係者および勤労青少年自身の意識や認識の度合等を十分考慮した効果的効率的な方法により、事業主、勤労青少年および国民各層に対する指導啓発のための広報活動を展開するものとする。

特に、「勤労青少年の日」を中心として、広く国民の勤労青少年福祉についての関心と理解を深め、かつ、福祉増進のための勤労青少年の自主的努力を促すための事業を展開するものとする。

## 2 職業選択の適正化と職業適応に関する措置

勤労青少年の職業生活の充実と、有為な職業人、社会人

としての健全な成育に資するため、適正な職業選択が行われるための措置、職業に対する適応性を増大させるための措置が必要である。

このため、新規学校卒業者に対しては、職業安定機関と、学校との連携体制を充実強化し、青少年が自己の有する適性、能力等を正しく理解し、産業、職業に関する十分な知識を得て適切な職業選択を行い得るよう青少年および関係者に対する職業情報、職業に関する調査研究の成果等の提供と、職業指導、職業相談の充実に努めるものとする。

なお、これらの施策の推進に当たっては、就職者の学歴構成が大きく変化しつつあることに留意し、必要に応じて大学卒業者に対してもこのような指導や情報提供ができるよう配慮するものとする。

また、すでに就職している勤労青少年に対しても、関係行政機関との連携の強化、事業所に対する職場適応指導の徹底など、勤労青少年の職業に対する適応性を増大させるための措置の充実に努めるものとする。

なお、これらの措置の推進に当たっては、勤労青少年自身が、単に、現在の職場に順応するというだけでなく、生涯にわたっての職業生活の初期の段階における職業選択、職

業適応の問題であるという認識を持って自主的、積極的に対処するよう指導することが必要である。

### 3 職業訓練の奨励等

高度化、複雑化する産業社会のなかにあって、勤労青少年が、その中心的担い手として、十分その能力を発揮するためには、各自が学歴、職歴、性別などにこだわらず、各々の職業生活の中で必要な時期に必要な教育・訓練を受け、その能力の開発、向上をはかり得る機会が確保される必要がある。

このため、国および地方公共団体は、職業訓練制度の充実に努めるものとし、特に、職業訓練を希望する者の高学歴化、訓練ニーズの多様化などに対処できるよう、十分配慮するものとする。

また、勤労青少年、その家族、事業主、学校に対して、職業訓練の必要性について積極的に啓もう活動を行うものとする。

特に事業主の行う職業訓練に対する指導援助の強化に努めるものとするほか、勤労青少年が、自らの能力開発のため、職業訓練や定時制・通信制高校等の教育・訓練を受ける場

合における、時間等に関する事業主の配慮を促進するよう指導するものとする。

なお、学歴偏重への反省がみられるものの、依然として学歴重視の風潮が根強く残っており、このため引き続き技能を尊重し、正しく評価する気運の高揚に努めるものとする。

#### 4 企業内における福祉対策の推進

職場において、勤労青少年福祉推進のための措置を講じることが、勤労青少年の健全な育成を図るうえで、欠くべからざるものであるところから、次の事項を中心に企業内の福祉対策を推進するものとする。

##### (1) 勤労青少年福祉推進者制度の充実

従来から、職場における勤労青少年福祉推進活動の中核となる者として、勤労青少年の職場適応を容易にするため、レクリエーション活動や種々の悩みの相談、指導等の必要な事項を担当する勤労青少年福祉推進者を、事業主が選任することとされているが、更に、その制度の充実を図るため、引き続き未選任事業場への選任勧奨を強化するとともに、①講習会、研修会等の開催を通じての資質の向上、②

連絡協議会の設置等を通じての活動の活発化、③選任事業場の範囲の拡大を通じて制度の充実、浸透を図ることとする。更に勤労青少年福祉推進者が実効ある活動を推進できるよう、事業主に対して、職場における勤労青少年福祉推進の重要性や、勤労青少年の職場におけるニーズの理解を助けるための指導を行う等、積極的な啓発活動を行うこととする。

## (2) 職場環境の整備

勤労青少年が希望と意欲をもって勤労に従事できるようにするため、事業主に対し、作業環境の改善、安全衛生教育の充実、単調労働・交替制勤務についての配慮、福利厚生施設の整備についての指導、奨励を行うよう努める。

また、年少労働者福祉員制度の活用により、中小企業における労働条件の向上を進めるものとする。

## 5 健全な余暇活動の推進

勤労青少年が、人間性豊かな明日の社会の担い手として、健やかに成育するうえで、ますます増大する余暇を、健全かつ積極的に過ごすことは重要である。したがって、勤労青少年の豊かな余暇活動の展開を図り、より充実した職業生活を実現するため、次の施策を、積極的に推進して行くことと

する。

## (1) 福祉施設の整備

勤労青少年が健全な余暇活動の展開のため、日常生活圏内の公共施設として設置を進めてきた勤労青少年ホーム、勤労青少年体育施設については、いまだ十分な数が確保されていないところから、今後も引き続き設置に努める。

特に、勤労青少年が集中している大都市には、商業施設は多いが、勤労青少年のための公共施設は必ずしも十分でなく、大都市における身近な公共余暇施設としての勤労青少年ホームの設置を、積極的に推進するものとする。

また、勤労青少年ホームの施設内容については、勤労青少年のニーズが多様化してきているので、今後の設置に当たっては、この点に十分配慮し、特にスポーツ活動に必要な施設の充実に重点を置くものとする。

施設の運営については、必要な指導を強化し、施設が十分その機能を発揮するよう、配慮するものとする。

## (2) 指導者の養成

勤労青少年の余暇活動を中心として、種々の問題について、適切な指導助言のできる指導者の養成、確保に努め

るものとする。

特に今後は、勤労青少年の労働と余暇とを統一的には握したうえで、余暇指導を行いうる指導者が必要とされているところから、これら専門的な指導者を養成し、地方公共団体等に配置することにより、勤労青少年の、より健全な余暇活動の展開を図るものとする。

これら専門的な指導者の効果的な活動が確保されるには、適切な配置と、社会的に専門職として評価されるような地位の確立が必要であり、このため、十分配慮するものとする。

また、各種勤労青少年育成関係者が、勤労青少年の健全育成に関する諸問題について研究討議を行うため、シンポジウムを開催するなど、関係者の資質の向上を図るとともに、各種の指導者が、効果的な活動を展開するために、有機的な連携体制の整備を進めるものとする。

### (3) スポーツ活動の振興

勤労青少年が、日常スポーツに親しむ気運を醸成し、スポーツ活動の日常化を図ることは、勤労青少年の健全な余暇活動の展開と、心身のバランスある成育を促すうえで、極めて重要である。

日常のスポーツ活動が十分展開されるためには、施設や指導者の確保に努めることはいりまでもないが、例えばマラソン等、器具・施設を特に必要とせず、気軽に行えるスポーツを普及させ、また、勤労青少年ホーム等において、スポーツの講習会を開催する等により、初心者に対しての指導に努めるほか、既存のスポーツクラブ等の活動の活発化を促進することとする。

#### (4) クラブ活動の振興

勤労青少年が仲間づくりを進め、より豊かな余暇活動を展開するうえで、クラブ活動は有効な方法である。

このため、これまでスポーツ、レクリエーション、文化的活動、社会奉仕活動等多くの種類のクラブ活動の振興を図ってきたところであり、クラブ活動は、勤労青少年ホーム、各種団体を中心に健全な余暇活動の代表的なものの一つとして、定着してきたといえる。また、このようなクラブ活動を通じて、勤労青少年が身につける協調性と交友関係とは、極めて貴重なものとなっている。

このため、今後においても、勤労青少年ホーム、各種団体等を中心としたクラブ活動について、必要に応じて指導・援助を行い、優良なクラブに対してほうり賞を行う

などにより、積極的に、クラブの育成とその活動の振興を図るものとする。

また、勤労青少年が、地域内または広く他地域の仲間と交流し、様々の生活、意見に触れることは、社会人としての視野を広げ、豊富な知識と情操を養うためにも、重要なことであるので、クラブ相互間の交流を引き続き促進するものとする。





GAa1/1

8B-4-43



女性と仕事の未来館



00963396